

国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (所掌事項)                      第2条 委員会は、次の事項を所掌する。                      (1) (略)                      (2) 国立大学法人評価委員会及び<u>独立行政法人大学評価・学位授与機構</u>が行う評価に関すること。                      (3)～(6) (略)</p>	<p>本則                      (所掌事項)                      第2条 委員会は、次の事項を所掌する。                      (1) (略)                      (2) 国立大学法人評価委員会及び<u>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構</u>が行う評価に関すること。                      (3)～(6) (略)</p>	

附 則(平成28年10月14日規程第36号)

この規程は、平成28年 月 日から施行し、平成28年4月1日から適用する。